

別表九の記載の仕方

1 保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、保険業法に規定する保険会社が当期において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額について、法第60条第1項《保険会社の契約者配当の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「剰余金基準による益金算入額の計算」は、昭和42年改正法令附則第5条《契約者配当に関する経過規定》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

この明細書は、協同組合等が、その組合員等の取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量又はその組合員等のその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額について、法第61条第1項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。